



# プレスリリース

平成23年3月25日

各位

株式会社 日本商品清算機構

## 弊社取締役会における決議事項等について

本日開催した弊社取締役会において、下記の議案について原案のとおり決議されました。

引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 中期経営計画の決定に関する件

平成23年度～平成25年度における当社中期経営計画を原案のとおり決定しました（別紙1）。

#### 2. 平成23年度事業計画及び収支予算に関する件

平成23年度の当社事業計画及び収支予算を原案のとおり決定しました。

##### （1）平成23年度事業計画（別紙2）

##### （2）平成23年度収支予算案

収支見込については、収入905百万円（清算手数料324百万円、受取利息等581百万円）に対し、人件費及び運営費等に係る支出610百万円、税引き前の当期純利益295百万円を見込んでいる。対前年度予算対比では、収入は-12.1%、支出は-0.5%、純利益は-29.2%となっている。

なお、清算手数料収入は、手数料額を本年9月末日取引分まで1枚当り3円、10月より1枚当り5円とし、取引枚数は1日平均枚数@33万枚と想定して算出している。

以上

本件に関するお問合せ先  
株式会社 日本商品清算機構  
(問合せ先 03-5847-7521)

**株式会社日本商品清算機構**

## 株式会社日本商品清算機構 平成 23 年度中期経営計画

## はじめに ~ 清算機関を取り巻く内外情勢 ~

商品先物取引を巡る内外情勢は急激な変化を続けている。世界的な天候異変等による農産物価格の上昇、政治情勢絡みの原油価格の高騰といった国際情勢の変動や先般の東北地方等を襲った大震災の影響が先物市場に及んでいるとともに、法規制の改正、各種制度の変更、総合取引所を巡る議論等の制度・体制面の変化が次々と生じている。さらに国境を越えた取引所間の連携統合の動きも活発化している。

一方、クリアリングについては、取引に係るリスク遮断の手段として各国における取引規制の見直しに際しての主要なテーマとなり、クリアリングハウスの信頼性、健全性に対する国際機関、各国規制当局の要求水準は高まる一方となっている。これは、クリアリングハウスの質が厳しく問われる時代が到来していることを意味し、それは同時に、クリアリングの良否が取引自体の活発化の成否に影響することをも意味する。

このような状況の下において、当清算機構としても証拠金制度の国際標準化をはじめとしてリスク管理の強化を図るとともに、組織、財務等の経営基盤の確立に取り組んでいるが、上記の外部環境の変化に的確に対応し、今後とも平時はもちろん緊急時において万全の対応が可能となるよう、より信頼性の高いクリアリングハウスを目指すこととする。

当清算機構としては、以上の情勢認識及び基本の方針に則り、これまでの取組みに関するレビューを踏まえ、平成 23 年度以降の 3 年間に於いて下記の 3 項目の重要課題に取り組むこととする。また、共有の市場インフラとしての清算機関の位置づけと機能に対する関係者の理解と協力を得るべく不断の努力を行うものとする。

自立的かつ強力な経営基盤の確立  
リスク管理の強化  
新たなニーズ・経営環境への対応

## 自立的かつ強力な経営基盤の確立

### 1. 安定的な収益構造の構築

#### (1) レビュー

昨年策定した中期経営計画及び財務基盤強化計画（以下「計画」）において想定した収支見通しの前提と現状とを比較すると、昨年の1日当たり平均取引枚数は計画上の15万枚に対して実績は13万枚程度。

計画では平成23年4月より清算手数料を6円に改定することにより、平成25年度には営業収支の均衡を目指していたが、商品取引市場及び業界の状態は計画の前提から乖離した状況。

証拠金利息収入については、従前に比して大幅に減少することが確実。効率運用に努めるものの、計画策定時に比べ、証拠金預託額の減少、金利の更なる低下により、下振れリスクが存在。

スパン導入等の経費増要因はあるものの、経費の節減に最大限努力した結果、平成22年度においては計画対比10%以上の削減を実現。

一方で、清算機関の信頼性、健全性に対する国内外の要求水準が格段に高まっていることに対する対応が必要。

以上により、経常損益については、平成23年度以降かなりの減収減益の見込み。収益構造に関する基本方針及び対応について見直しを行う。また、法規制等諸般の制度変更に対する清算参加者等の対応に要する期間を考慮。

#### (2) 計画の概要

上記のレビュー結果を踏まえ、清算機関として必要なサービスの継続的提供、内外からの信頼性の維持・強化のために必要な収益水準を維持することを当面の基本方針とし、中期的かつ段階的に収益構造の改革を進める。

引き続き営業経費を極力抑制する。ただし信頼性強化のために必要不可欠の基盤強化対策（システム投資、機能強化等）を行う。

預託証拠金については、効率的な管理運用に努める。なお、利息収入の取扱いのあり方については営業収支、経常収支の動向を見つつ検討を継続する。

清算手数料については、上記のレビュー及び以上の基本方針に基づき、平成23年4月より3円から6円に改定するとの従前の計画内容を改め、改定時期を同年10月に延期するとともに、経費節減により改定幅を1円圧縮して5円とする。

## 2. 強靱なガバナンス、内部統制の強化

### (1) レビュー

清算機関として必要不可欠な組織体制整備のため、組織の改編、職員の再配置により新たにリスク管理担当及び国際担当の組織を設置。

内部統制強化のため、(株)東京工業品取引所との企業集団関係の成立を機に、内部統制基本方針の見直しを実施。これに基づき、コンプライアンス規程の改正、内部監査体制の強化等を実施。

### (2) 計画の概要

業務リスク管理と連動した内部統制システムの整備充実を引き続き図るとともに、内部監査の充実、リスク内在案件の点検作業等を実施する。  
業務リスク管理に係る組織体制のあり方を、他の清算機関の実践例を踏まえつつ当社の実態に即して追求する。  
清算機関として必要とされる機能をより強化すべく、組織体制について引き続き見直しを行う。

## 3. 業務の継続を確保するための事業継続計画（BCP）の実施

### (1) レビュー

BCPのマスタープランに基づき、所在ビルに係る局所災害対応を実施し、これにより当社所在ビルが使用不能となった場合にも当面の清算業務は継続実施可能。  
CP対応として、システムダウン時における清算業務の継続のためのツールを整備。  
広域災害対応について対策の検討に着手。

### (2) 計画の概要

システム設置拠点を含む広域災害に対応するため、取引所等と連携してバックアップ・システムを整備する。  
システムダウンに係るCP対策の高度化を進める。  
関係機関と協力してBCP対応に係るマニュアルの精緻化を図る。

## リスク管理の強化

### 1. リスクに見合った証拠金制度、清算預託金制度の導入

#### (1) レビュー

##### 証拠金制度の変更

- ・予定どおり、スパン証拠金の導入及び証拠金制度の変更を平成 23 年 1 月より実施済み。これまでのところ概ね順調に運用中。
- ・リスクカバー範囲（現行 95%）、パラメータ変更頻度（現行月次）等の基本的な枠組みについては、運用状況を見つつ定期的に見直しを行っていく予定。
- ・今後の対応課題は、急激な価格変動によるエクスポージャー変動への対応（現行は翌日以降のパラメータの臨時見直し）、清算参加者からの要望事項（業務運用の更なる迅速化、パラメータ変更時等の予告サービス等）に対する対応。
- ・平成 23 年 1 月より、委託者の取引証拠金預託について銀行の LG 契約を活用可能とする制度を創設。

##### 一般清算預託金のリスク対応（変動）型への見直し

- ・現行計画では平成 23 年早期に実施とされており、証券に係る清算機関の方式準拠とする方向でシミュレーションを実施しつつ検討。
- ・今後上場商品に係る再編等が予想されることから、制度設計のベースが変化する可能性を踏まえる必要性が新たに発生。
- ・円滑な制度変更を期するために新制度決定から実施時期までの準備期間を十分に設定することが必要。

#### (2) 計画の概要

証拠金制度については、新制度を的確に運用するとともに、制度内容について定期的に見直しを行い、所要の改善対応を行っていく。その場合において、国際的に求められる証拠金制度との適合性に留意した対応を図る。

一般清算預託金制度については、リスクに応じて預託額が変動する方式を導入することとし、早期に新制度案を構築し、実施までの間の準備期間を十分に設定する。実施時期については、諸般の状況を踏まえて決定する。

### 2. 当社固有の違約対策財源の増強（自己資本増強等）

#### (1) レビュー

- ・現時点における決済不履行積立金は約 20 億円。同積立金の管理・充当方法としていわゆるサイロ方式からプール方式へ昨年 6 月に変更済み。
- ・積上げ目標（信用リスク量）は、ほぼ不変（当面 40 億円程度）の見通し。

- ・増資の環境は好転していないことから、一挙の増資は期待できず、他方で利益剰余金による決済不履行積立金の急速な積上げは非現実的。従って違約対策財源増強に係る計画については見直しが必要。
- ・過少資本の解消（自己資本充実）投資資金確保、手元流動性の確保等の課題は不変。なお、金商法における清算機関の最低資本金(10億円)の導入にも留意。
- ・当社株式を保有する取引所の解散や既存株主間における株式譲渡により、株主構成が当社設立時の状態から大きく変容。

## (2) 計画の概要

今後とも基本的には段階的な資本調達による違約対策財源増強の可能性を追求する。

最近の当社株主構成の大きな変化を踏まえ、また増資環境整備等のため既存発行株式（優先株）を見直す。

違約対策財源増強の目的に加え、過少資本状態の解消等のためにも自己資本の充実に努める。

## 3. 信用リスク管理、支払不能対応等の強化

### (1) レビュー

#### 清算参加者のリスク対応力の維持強化

- ・清算参加者の財務要件について、決済不履行の発生が無いこと等から純資産額維持基準を10億円に据え置くとともに、当業者等に係る特殊基準を原則として撤廃。親会社保証による特別な清算参加者資格を新設。
- ・なお、取引参加者ではない者に対する清算参加者資格の付与についてはニーズに応じて対応するとの方針を維持。
- ・清算参加者から提出される財務関連情報等について、改正商品先物取引法の施行に合わせ簡素化等の見直しを実施。現行計画記載の財務状況に関するデータベース化については今後実施予定。

#### 当社及び個別清算参加者の信用リスク管理の高度化

- ・信用リスク計測のシステム化を実施。関連情報のデータベース化に着手。
- ・信用リスクの計測について、スパン証拠金導入に伴いリスクエクスポージャーの計測手法を新たに確立。
- ・当社及び個別の清算参加者のリスクエクスポージャー計測を上記新手法に基づき実施中。

#### 支払不能（破たん）対応能力の強化

- ・支払不能及びそのおそれの判断基準の明確化については、スパン証拠金導入に伴

う証拠金制度変更時に業務方法書の改訂により対応済み。

- ・ 支払不能時の対応については、マニュアルの精緻化を実施。  
特定の清算参加者のリスク過大化に対する対応
- ・ 特定の清算参加者のリスク過大化に対する対応については、証券系クリアリングにおいて実施されている方法について検討(特別の賦課金、ポジションの改善等)。  
損失負担ルールの見直し
- ・ 最終負担ルールを益方負担からプロラタへ見直す方向で内容等につき検討中。

## (2) 計画の概要

信用リスク管理に関する情報データベース化等の高度化をさらに進める。  
一 清算区域中(日中)の信用エクスポージャー計測を可能とするためのシステム整備を行う。  
特定の清算参加者のリスク過大化に対する対応について、金融商品系清算機関で導入されている手法に準拠しつつ検討し、できるだけ早期に実施する。  
最終損失負担ルールについては、一般清算預託金制度変更と同時に、プロラタ方式に改める。

## 新たなニーズ・経営環境への対応

### 1. OTC クリアリング事業の展開

#### (1) レビュー

- ・本年1月の改正商品先物取引法の施行により、店頭商品デリバティブ取引に係る債務引受けが当社の業務範囲に追加。
- ・OTC クリアリング事業については、実際のニーズを有する業界関係者や主務省等と意見交換を行い、事業展開を可能とするための条件等の抽出を実施。債務保証の裏打ちとなる違約対策財源やリスクテイクを担う清算参加者の確保等の点で継続検討。なお、取引所におけるブロック取引制度等の活用による代替策について検討が進められている。

#### (2) 計画の概要

法改正により当社の業務範囲が OTC 取引に係る債務引受けまで拡大されたことに伴い、OTC クリアリングのニーズ、求められるサービスの内容等を踏まえつつ事業化可能性を追求する。

### 2. 清算機関及び商品取引業界を巡る情勢の変化への対応

#### (1) レビュー

内外の規制当局による清算機関の信頼性強化を求める動き

清算機関に対する IOSCO（証券監督者国際機構）の CCP（中央清算機関）勧告の強化見直しの動きや近々予定される米国 CFTC 規制の強化、本年5月施行の金融商品取引法における対清算機関規制強化（最低資本金制等）等、清算機関としての機能のレベルアップが求められている。

総合取引所構想等における検討

商品取引所間及び金融商品取引を含む全体のレベルで、上場商品の移管、取引機能等の統合等に関する検討が行われている。その場合の重要な視点として投資家の利便性の向上のための対応が必要との共通認識が醸成されている。

広報対策の強化の必要性

- ・スパン証拠金導入に際して、新聞、雑誌、Web サイト等に単独あるいは共同で集中的に広報事業を展開中。
- ・顧客層の拡大のため、業界全体としての広報宣伝対策の強化が必要との認識が高まっている。

取引所との一層の連携強化

昨年10月より(株)東京工業品取引所と連結親子会社関係になったことから、取引



所・清算機関間のファイアウォールを堅持しつつ、従来に増して緊密な連携を図っている。

## (2) 計画の概要

清算機関としての信頼性、健全性の強化については、各項にて記載したとおり、内外諸規制の動向等に対応できるようリスク管理の強化を中心に的確に対応していく。

総合取引所構想をはじめとした取引所間等の連携、統合に関する検討に際しては、我が国のデリバティブ等に係る市場機能全体の活性化に寄与する方向で対応する。特に、投資家の利便性の向上を図るために、証拠金等の預託管理を行う清算機関が果たすべき役割を踏まえて検討を行う。

広報対策については、顧客層の拡大による流動性の増大に向け、業界全体で実施する広報事業に積極的に参画していく。

取引所との連携については、今後とも機能分担関係に留意しつつ、強化していく。

## 平成 2 3 年度事業計画及び収支予算に関する件

当社中期経営計画の経営課題に即して、平成 2 3 年度の事業計画及び収支予算を次のとおり策定する。

## 1 平成 2 3 年度事業計画

## 1 . 安定的な収益構造の構築

クリアリング・サービスの継続的提供及び信頼性の維持・強化等に必要な収益水準を確保するため、経費節減、預託証拠金の効率運用を行うとともに、清算手数料について平成 23 年 10 月より 5 円に改定する。

## 2 . 強靱なガバナンス、内部統制の強化

業務リスク管理と連動した内部統制システムの整備充実を行うとともに、組織体制の見直し、強化を図る。

## 3 . 業務の継続を確保するための事業継続計画（BCP）の実施

システム設置拠点を含む広域災害に対応するため、取引所等と連携してバックアップ・システムを整備するとともに、システムダウンに係る CP 対策の高度化等を進める。

## 4 . リスクに見合った証拠金制度、清算預託金制度の導入

証拠金制度については、新制度を的確に運用するとともに、制度内容について定期的に見直しを行い、所要の改善対応を行っていく。また、一般清算預託金制度について、リスクに応じて預託額が変動する制度を設計し、必要な準備期間を踏まえてその実施時期を決定する。

## 5 . 当社固有の違約対策財源の増強（自己資本増強等）

既存発行株式（優先株）を見直す。違約対策財源増強の目的に加え、過少資本状態の解消等のためにも自己資本を充実する。

## 6 . 信用リスク管理、支払不能対応等の強化

信用リスク管理に関する情報データベース化等の高度化、一清算区域中（日中）の信用エクスポージャー計測を可能とするためのシステム整備を行う。また、特定の清算参加者のリスク過大化に対する対応策の制度設計を行う。

## 7 . OTC クリアリング事業の展開

法改正により当社の業務範囲が OTC 取引に係る債務引受けまで拡大されたことに伴い、OTC クリアリングのニーズ等を踏まえ、事業化可能性を追求する。

## 8 . 清算機関及び商品取引業界を巡る情勢の変化への対応

清算機関に対する内外の規制の動向等に対し的確に対応する。また、取引所間等の連携、統合に関する検討に際しては、投資家の利便性向上に寄与する方向で対応する。さらに、広報対策については、顧客層の拡大のため業界全体で実施する広報事業に積極的に参画する。